

平成 17 年 第 4 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成17年第4回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日時	平成17年4月13日(水)	午後1時30分		
1. 場所	箕面市役所本館	3階	委員会室	
1. 出席委員	委員長	浅岡	建三	君
	委員長職務代理	橋爪	竹一郎	君
	委員	小川	修一	君
	委員	小藤	富美子	君
	委員(教育長)	仲野	公	君
1. 付議案件説明者				
	教育推進部長	森田	雅彦	君
	子ども部長	奥山	勉	君
	生涯学習部長	上西	彰	君
	教育推進部理事兼総務次長	栗本	忠夫	君
	教育推進部次長 (学校教育・人権教育担当)	前田	健	君
	子ども部総務次長兼次長	吉田	直彦	君
	生涯学習部総務次長兼次長	塩山	俊明	君
	教育政策課長	中野	仁司	君
	学校管理課長	稲野	公一	君
	学校教育課長	上田	博	君
	人権教育課長	齋藤	史	君
	教育センター所長	福永	茂	君
	子ども政策課長	千葉	亜紀子	君
	子ども支援課長	南	悦司	君
	子ども支援課参事	谷口	あや子	君
	幼児育成課長	向井	裕彦	君
	子ども部専任参事 (幼稚園担当)	坂上	潔司	君
	子ども部専任参事 (早期療育担当)	佐々木	久雄	君
	生涯学習課長	中澤	博	君
	生涯学習部専任参事 (中央生涯学習センター、西公民館担当)	津田	善寿	君
	生涯学習部専任参事 (東生涯学習センター担当)	加藤	真知子	君
	中央図書館長	黒田	正記	君
	スポーツ振興課長	前田	功	君
	スポーツ振興課参事	松尾	高子	君
1. 出席事務局職員				
	教育政策課課長補佐	小山	登志子	君
	教育政策課担当主査	石崎	正人	君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市立中学校用教科用図書選定委員会に対する諮問の件
- 日程第 3 箕面市立総合運動場条例制定要請の件
- 日程第 4 箕面市社会教育委員会議規則制定の件
- 日程第 5 箕面市スポーツ施設情報システム利用者カード交付規則改正の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会に対する事務委任に伴う規則及び要綱の改正の件
- 日程第 7 箕面市体育指導委員解職の件
- 日程第 8 平成17年度(2005年度)箕面市立保育所嘱託医の委嘱の件
- 日程第 9 平成17年度(2005年度)箕面市病後児保育相談医の委嘱の件
- 日程第10 平成17年第1回箕面市教育委員会臨時会会議録の承認を求める件
- 日程第11 教育長報告の件

(午後1時30分開会)

○委員長(浅岡建三君) : ただ今から、平成17年第4回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして、事務局から「諸般の報告」をしていただきます。

(事務局報告)

○委員長(浅岡建三君) : ただ今の報告どおり、本日の出席委員は5名で、本委員会は成立いたしました。

○委員長(浅岡建三君) : それでは、日程第1. 「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、会議規則第4条の規定に基づき、委員長において藤井委員を指定いたします。

○委員長(浅岡建三君) : 次に日程第2. 議案第29号「箕面市立中学校用教科用図書選定委員会に対する諮問の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

(事務局：議案朗読)

○学校教育課長(上田博君) : 本件につきご説明いたします。平成18年度中学校使用の教科用図書の採択及び採択事務の処理につきましては、今後

文部科学省から大阪府教育委員会に採択を行う旨の通知があり、大阪府教育委員会教育長より市町村教育委員会教育長に採択及び採択事務処理についての通知が今後あるかと想定されます。教科書の採択につきましては、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることに鑑み、綿密な調査、研究に基づきまして、適切かつ厳正に行って参りたいと考えております。つきましては、本年1月の教育委員会定例会で議決頂きました箕面市立中学校用教科用図書選定委員会規程に基づきまして、選定委員会に対して箕面市教育委員会が行う平成18年度使用の箕面市立中学校用教科用図書の採択に関し、種目ごとに教科用図書の調査及び研究を行い、教科用図書の選定に関する諮問を行うものでございます。

- 委員長（浅岡建三君）： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。
- 委員（小川修一君）： 選定委員会について差し支えない範囲でその段取り、予定についてご説明いただけますでしょうか。
- 学校教育課長（上田博君）： この1月の教育委員会定例会の議決を受けまして、各団体、組織に対して選定委員の選出を依頼いたしております。校長会の代表、教頭会の代表、研究会の代表、保護者委員の代表、また教員の代表2名は教職員の研究組織、教育研究会と人権教育研究会からそれぞれ選出を求めています。この選出された選定委員の辞令を交付する予定にしております。そして第1回の選定委員会を4月21日に予定しております。その時に教育委員会からの諮問をいただく予定にしております。また諮問を受けた第1回選定委員会以降、種目ごとに調査員を選出頂きまして、4月28日の調査員の全体会で選定委員長から種目ごとに3名ずつ調査員を選出する予定になっており、調査の依頼を行います。それ以降5月の初め頃に見本本が配布される予定になっております。それから6月の中旬にかけまして、調査員を中心に調査を行います。その後選定委員会が調査員の報告を受け、審議の上、教育委員会が選定委員会の調査結果の答申を受けることとなります。答申を受ける目途は6月の末頃と考えております。7月いっぱいを目途に教育委員会議で採択頂けたらと考えております。
- 委員（小川修一君）： 教科書の選定につきましては従来も行ってきている訳ですが、特別今回従来と違ったようなところはあるのでしょうか。
- 学校教育課長（上田博君）： 特に前回の中学校の採択の変更点は聞いておりませんし、昨年度の小学校の採択のスケジュールと特に変更しなければならぬ点は聞いておりません。
- 委員長（浅岡建三君）： 他にご質問ご意見はございませんか。
- 委員長（浅岡建三君）： ないようでございますので、議案第29号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(浅岡建三君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長(浅岡建三君) : 次に日程第3. 議案第30号「箕面市立総合運動場条例制定要請の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を生涯学習部スポーツ振興課長に求めます。

(事務局：議案朗読)

○スポーツ振興課長(前田功君) : 本条例の改正の主旨に関しましては、平成15年6月の地方自治法改正に伴い、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的に、平成18年4月1日より市立総合運動場に指定管理者制度及び利用料金制を導入すべく、総合運動場条例の全部改正を行うものでございます。

○委員長(浅岡建三君) : それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○委員長(浅岡建三君) : 第17条第4項において「利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。」とあり、第2項において「指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ委員会の承認を得て利用料金を定めるものとする。」とあるが、教育委員会から指定管理者に業務報酬金は支払わないということか。

○スポーツ振興課長(前田功君) : 基本的に指定管理者制度に関しましては、市民の皆様方が利用された利用料金でその館の運営、あるいは人件費等を賄うということが原則といわれておりますが、なにぶん地方自治体における施設の今までの利用料金が低額な設定となっておりまして、指定管理者制度を導入し、指定管理者の人件費等まで賄おうとすると、概算で利用料金が5倍位にはね上がる可能性があります。これは市民的な合意が得られるという認識はしておりません。なおかつ安い料金設定で多くのかたに利用して頂きたいということで、現行並の利用料金でいきたいと考えております。そうなりますと収支のバランスが完全に赤字となります。その分につきましては市教育委員会が指定管理者に対して一定の委託料を支払って、管理をしていただくという形になろうかと思えます。

○委員長(浅岡建三君) : 収受した利用料金は指定管理者の収入とするとして、別途教育委員会から報酬金を支出するとした条項はどうなるのか。

○スポーツ振興課長(前田功君) : 条例改正をした後に指定管理者を公募し選考委員会で指定管理者候補を選考し、箕面市議会の議決を経るという一定の手続きがございます。指定管理者を公募する段階で、1年間指定管理者がその総合運動場を管理運営するにあたって、過去3年ないし5年位の収支

をみて概算で委託料を算出いたします。その際利用料金を差し引いた形で委託料を設定いたします。指定管理者の候補者が選考された段階で、箕面市教育委員会が指定管理者に年間いくらの委託料を支払うというような覚書等を取り交わすことを考えております。

○委員長（浅岡建三君）： 法律的にいうと明らかに契約になります。報酬金の支払い構造に関する規定が条例の中に明記されていないのではないかと。

○スポーツ振興課長（前田功君）： 本件につきましては、本市法制課と協議してまいりました。まず教育委員会会議で条例の全部改正の要請をご議決いただき、6月議会で条例を議決していただく。その後準備行為をして契約に行きついた場合、どこの団体または法人といくらかで契約するのかが明記され、12月議会で明らかにしていくといった流れになっております。

○委員長（浅岡建三君）： 条例として報酬金の支払いに関する条項が必要ではないのですか。

○生涯学習部長（上西彰君）： 条例案第4条第2項の中でご指摘の部分についても含めまして、公示をして公募をするという条例の組み立てになっております。最終的には選定されました指定管理者と教育委員会の間における協定書という形で、双方協議のうえ額等を定めていくという形になろうかと思っております。

○委員長（浅岡建三君）： 報酬金の支払いに関する規定がこれでは足りないと思っております。条例の中での全体的な枠組みの作り上げができていない、というのが私の質問の主旨なのですが、利用料金を収受させるとの規定はあるが、利用料金で足りない分をどのように計算するのか、どのように教育委員会が支出するのかとの規定がされていないのは、条例として問題なのではないか思っているのです。

○教育長（仲野公君）： ご指摘頂いている点につきましては検討課題とさせていただきます。と申しますのは、逆に利用料金で維持管理経費以上となっている施設もございます。市の方で全体を含めまして整理をしております。今委員長から専門的な視点でご指摘をいただいておりますので、法制担当に伝えまして、必要であれば修正させていただきます。

○委員長（浅岡建三君）： 維持費に関する条項も見受けられない。この条例は、総合運動場に関して、総論に該当するような高い位置にある条例である。そうすると、維持費はどうするのか、維持費と報酬金の兼ね合いの問題、また教育長の言われた全体費用の中で融通ができるような条項を作っておかなければいけないのではないかと思います。その2点を懸案条項として議決するというところでよろしいか。

○生涯学習部長（上西彰君）： ご指摘をいただきました報酬金とは利用料

金で運営経費をまかないきれない差額の部分であると理解しております。過去数年間の実績数値をもとに計算するのですが、協定書の中で何年分の実績を見るのかを明らかにすることになろうかと思えます。修繕料につきましても、どこまでを指定管理者が持ち、どこまでを教育委員会が持つのかを協定書の中で明らかにするというのが、地方自治法改正以降指定管理者制度を導入してきた各施設の経過であります。今回の総合運動場条例につきましてもそうした形をとらせていただくということでございます。

○委員長（浅岡建三君）：方法、形はそれで結構かと思えます。決め方のルールを条例で明記しておかないといけないのではないかとということです。それを決めておかないと、議会で承認を求めたり、支払行為をしたりすることができなくなるおそれがあると心配しております。検討してもらってください。

○子ども部長（奥山勉君）：地方自治法の規定もふまえて整理をさせていただくということによろしいでしょうか。

○委員長（浅岡建三君）：報酬金の決定並びに支払に関する条項、補修も含めた業務内容に関しては検討課題として留保しつつ、この案件を承認するということによろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（浅岡建三君）：ほかにはございませんか。

○委員長（浅岡建三君）：ないようでございますので、議案第30号を採決いたします。本件を原案どおり、先ほどの留保事項を含め可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（浅岡建三君）：異議なしと認めます。よって、本件は留保事項を附記したうえで可決することといたします。

○委員長（浅岡建三君）：次に日程第4、議案第31号「箕面市社会教育委員会議規則制定の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

（事務局：議案朗読）

○生涯学習課長（中澤博君）：本件は、従来社会教育委員会議を年6回開催することになっておりましたが、開催回数につきましては議長が事務局と協議のうえ対応することとし、あわせて関係規定を整備するため全部改正を提案するものでございます。

○委員長（浅岡建三君）：それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○委員長（浅岡建三君）：ないようでございますので、議案第31号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長（浅岡建三君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（浅岡建三君）：次に日程第5、議案第32号「箕面市スポーツ施設情報システム利用者カード交付規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を生涯学習部スポーツ振興課長に求めます。

（事務局：議案朗読）

○スポーツ振興課長（前田功君）：本件は、大阪電子自治体推進協議会におけるオーパスシステムの変更に伴い、オーパス利用者カードの廃止方法が従来の届出書の提出に加え、スポーツ施設に設置しております街頭端末機及び各家庭からのインターネットによる届出も可能となるため、「箕面市スポーツ施設情報システム利用者カード交付規則」の一部を改正するものでございます。

○委員長（浅岡建三君）：それでは、ご質問ご意見はございますか。

○委員長（浅岡建三君）：街頭端末機又はインターネットによる届出があれば廃止届出書の提出があったものとみなすということですね。

○スポーツ振興課長（前田功君）：そのとおりでございます。

○教育長（仲野公君）：オーパスシステムの利用状況がどの程度で、うまくいっているのかどうか、課題も含めてどうですか。

○スポーツ振興課長（前田功君）：従来は毎月利用する施設に来ていただいて申込をしていただいていたのですが、オーパスシステムは街頭端末機又は各家庭にある電話あるいはインターネット等で利用申請ができるというものでございます。平成14年4月にスタートいたしまして、1年目は1,100件、2年目は1,314件、平成17年3月31日現在では1,519件のシステム利用団体にのぼっております。加入率ですが、本市総合運動場を正確に何団体が利用されているのか統計上把握できておりませんが、ほぼ2,000のグループや団体があり、その内の1,519件がオーパスシステムのカードを持っておられるということでございます。オーパスカードを利用されていない団体は、おおむね年に1、2回程度の利用団体でございます。定例的に総合運動場を利用される団体はほとんどオーパスカードを利用されているという認識でございます。皆様方に非常に便利にご利用いただいておりますし、オーパスシステムは料金の支払いが銀行口座からの振り込みとなっており、金銭の授受がまったくといってよいほどございません。そういった意味では金銭的なトラブルも皆無に等しいといえます。今後の課題といたしましては、よりいっそうのオーパスカードの普及、並びにインターネットの普及に努めて参りたいと考えており

ます。

- 委員長（浅岡建三君）：ほかにはございませんか。
- 委員長（浅岡建三君）：ないようでございますので、議案第32号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）

○委員長（浅岡建三君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

- 委員長（浅岡建三君）：次に日程第6. 議案第33号「箕面市教育委員会に対する事務委任に伴う規則及び要綱の改正の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を子ども部総務次長に求めます。

（事務局：議案朗読）

- 子ども部総務次長（吉田直彦君）：本件は、先の臨時会においてご提案いたしました「箕面市教育委員会に対する事務委任に伴う規則及び要綱の改正の件」におきまして、8件の規則、要綱の様式中、取消訴訟の教示の表現に修正すべき点がございまして、これを改正するものでございます。

○委員長（浅岡建三君）：それでは、ご質問ご意見はございますか。

- 委員長（浅岡建三君）：つまり規定のしかたとして用語の使い方が違っていたということですね。

○子ども部総務次長（吉田直彦君）：はい、そうです。

○委員長（浅岡建三君）：ほかにはございませんか。

- 委員長（浅岡建三君）：ないようでございますので、議案第33号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）

○委員長（浅岡建三君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

- 委員長（浅岡建三君）：次に日程第7. 報告第9号「箕面市体育指導委員解職の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

（事務局：議案朗読）

- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：本件は、箕面市体育指導委員児玉篤氏並びに河合美和氏より平成17年3月31日をもって箕面市体育指導委員を辞職したい旨文書にて申し出がありましたので、「箕面市体育指導委員に関する規則」第4条第2項に基づき、平成17年3月31日をもって解職いたしましたものでございます。

本来、委員の解職につきましては、教育委員会会議でご審議いただくものですが、教育委員会会議を開催する暇がございませんでしたので、地方

教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長により臨時に代理いたしましたので、今回報告するものでございます。

- 委員長（浅岡建三君）：では、ご質問ご意見はございますか。
- 委員（橋爪竹一郎君）：理由は何ですか。
- スポーツ振興課長（前田功君）：体育指導委員の皆様方は、日常的に本市の市民スポーツの振興に積極的に参加されて、たいへん忙しい仕事、任務をお持ちになっています。ご自分のお持ちになっている仕事と体育指導委員の職務が同時にできないということで、辞職したいということであり
ます。
- 委員長（浅岡建三君）：後任を選任する必要性はありませんか。
- スポーツ振興課長（前田功君）：箕面市体育指導委員に関する規則の中で、後任に関しては前任者の残された期間とするとなっております。期間は1期2年となっております、あと1年残っておりますので、現在体育指導委員の皆様の後任をご推薦いただくよう依頼申し上げます。特に中学校のクラブ活動の生涯スポーツへの移行、あるいは中高齢者のスポーツ振興が本市のスポーツ施策の課題であると認識しておりますので、専門的なノウハウを持っておられるかたを選任してまいりたいと考え、人選中であり
ます。
- 委員長（浅岡建三君）：指導者の選任というのは活性化のためには重要であると思っておりますので、よろしくお願ひします。
- 委員（小川修一君）：この方々の専門の種目はどうだったのですか。
- スポーツ振興課長（前田功君）：児玉氏は柔道をご専門にされておられ
まして、柔道を通じた青少年の健全育成を中心にされておりました。河合氏は障害者あるいは中高齢者のバリアフリースポーツ、体に一定の障害を持っておられる方のスポーツをご専門にされておりました。
- 委員（小川修一君）：後任のかたについて、柔道や障害者スポーツに関
わりのあるかたの目途はつくのでしょうか。
- スポーツ振興課長（前田功君）：この間本市教育委員会におきましては、バリアフリースポーツや中高齢者向けのニュースポーツを市民スポーツカーニバル等で積極的に展開しております。その中で市民ボランティアのかた等興味を持っておられる市民のかたが若干ですがおられます。中高齢者向けのスポーツ、バリアフリースポーツに興味、関心やノウハウを持っておられるかたの目途はございますが、なにぶん体育指導委員として忙しい仕事を担っていただきますので、ご本人との話し合い、調整を行っていく
段階でございます。

○委員（小川修一君）：スポーツ活動に関しまして、市全体の動きにも影響してくるかと思しますので、適当な人選をしていただいて、後任のかたを見つけていただいたらと思います。

○委員長（浅岡建三君）：ほかにはございませんか。

○委員長（浅岡建三君）：ないようでございますので、報告第9号を採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（浅岡建三君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。

○委員長（浅岡建三君）：次に日程第8、報告第10号「平成17年度（2005年度）箕面市立保育所嘱託医の委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

（事務局：議案朗読）

○幼児育成課長（向井裕彦君）：本件は、児童福祉法第45条に基づく児童福祉施設最低基準第33条第1項に定める箕面市立保育所嘱託医の任期満了に伴い、新たな嘱託医を委嘱する必要性が生じたため、4月1日付けで委嘱したものでございます。

○委員長（浅岡建三君）：ご質問ご意見はございませんか。

○委員長（浅岡建三君）：ないようでございますので、報告第10号を採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（浅岡建三君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。

○委員長（浅岡建三君）：次に日程第9、報告第11号「平成17年度（2005年度）箕面市病後児保育相談医の委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

（事務局：議案朗読）

○幼児育成課長（向井裕彦君）：本件は、箕面市病後児保育実施要綱第11条に定める箕面市病後児保育相談医の任期満了に伴い、新たな相談医を委嘱する必要性が生じたため、4月1日付けで委嘱したものでございます。

○委員長（浅岡建三君）：ご質問ご意見はございませんか。

○委員長（浅岡建三君）：「病後」となっているが、常時ご相談されておられる子どもさんは何人位おられますか。

○幼児育成課長（向井裕彦君）：現在市立の保育所3か所で行っております、定員は2名となっており、大体2名ずつくらいおられます。入院されていて、退院後すぐ一般のお子さんと一緒に保育活動ができない方が病

後児保育室で一定期間保育されるというものです。

- 委員長（浅岡建三君）：ほかにはございませんか。
- 委員長（浅岡建三君）：ないようでございますので、報告第11号を採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
（”異議なし”の声あり）
- 委員長（浅岡建三君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。
- 委員長（浅岡建三君）：次に日程第10、報告第12号「平成17年第1回箕面市教育委員会臨時会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。
- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：本件は去る3月30日に開催されました「平成17年第1回箕面市教育委員会臨時会会議録」を箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき提案するものでございます。
- 委員長（浅岡建三君）：ご質問ご意見はございませんか。
- 委員長（浅岡建三君）：ないようでございますので、報告第12号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（”異議なし”の声あり）
- 委員長（浅岡建三君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長（浅岡建三君）：次に日程第11、報告第13号「教育長報告の件」を議題といたします。教育長に報告を求めます。
- 教育長（仲野公君）：（議案書99頁及び100頁により報告）

【平成17年度予算】

○30日の臨時教育委員会議の後、市長と教育委員の意見交換をしていただきました。2月の定例議会で予算をご議論いただいたところです。箕面市の一般会計の当初予算額が384億2千万円であったのが、議員修正案がありまして、修正可決された金額が384億2140万円、追加で小学校の警備員配置の補正がございまして、3200万円プラスとなりました。したがって、教育に関する予算が43億1928万4千円となりまして、全体の11.24%を占めております。子ども部が教育委員会の所管となったことにより、児童福祉費が34億3606万円、早期療育関係が1881万6千円、あわせまして77億7416万円となり、比率にしまして20.2%、箕面市一般会計の2割強を教育委員会が所管することになるということをご報告いたしました。

小学校1年生を対象とした30人規模学級は3月28日に国の特区認定がございましたが、これは予算が認められなかったために実施できず、今の

ところは保留とさせていただきます。あわせまして議員提案で修正されました生徒指導担当教員を支援する職員、小学校4人、中学校4人の計8人分の予算につきましては、現在準備をすすめさせていただきます。小学校に警備員を配置する内容につきましても、昨日業者の選定が終わりまして、来週早々から各小学校に配備される状況でございます。若干学校によっては、ずれがあるかもしれませんが、来週中には実施という状況でございます。青少年の海外派遣事業につきましても、実施に向けて細部の詰めを行っている状況でございます。

【警備委託の訴訟関係】

○教育委員会臨時会で報告させていただきました小中学校の警備委託料が高いのではないかと提訴されていた案件が、3月31日に原告側が提訴された内容は却下ということで、市の方が全面勝訴という形になっておりますことをご報告いたします。

【その他】

4月1日に機構改革、人事異動がありまして、小中学校、保育所、幼稚園それぞれにおきまして、入学式、入所式、入園式がおわりました。一部保育所におきまして若干の問題もあったようですが、新体制でスタートいたしておりますので、どうぞよろしく願いたします。

- 委員長（浅岡建三君）： ご質問ご意見ございませんか。
- 委員長（浅岡建三君）： ないようでございますので、報告第13号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（浅岡建三君）： 異議なしと認めます。
- 委員長（浅岡建三君）： 以上をもちまして本日の会議日程をすべて終了しましたが、その他教育行政に係る報告があれば申し出てください。
- 委員長（浅岡建三君）： ないようでございますので、本日の会議日程は、全て終了し、付議された案件、議案5件、報告5件は、すべて議了いたしました。これをもちまして、平成17年第4回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時50分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

浅岡建三

委員

藤井富美子